

鎌ヶ谷市多子世帯子育て支援事業

事業内容

3人以上の小学校就学前の子ども(乳幼児)を養育する世帯に、子育て支援サービスの利用費用を一部助成します。

対象者

市内に居住し、住民基本台帳に記録されている多子世帯の乳幼児の保護者

助成対象事業

※裏面参照

- (1)市内の保育園で実施する一時預かり事業
- (2)鎌ヶ谷市乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)
- (3)鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業
- (4)公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している事業所が実施するベビーシッターサービス
- (5)社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス事業
- (6)市内の事業所が実施するホームヘルプサービス(市長が定めるものに限る)

申請に必要な書類

- ☐ 鎌ヶ谷市多子世帯子育て支援事業助成金交付申請書
- ☐ 助成対象事業を利用した証明書(領収書等)
- ☐ 助成金の振込先がわかるもの(通帳、キャッシュカード等、申請者と同じ名義)

助成額

助成対象事業を利用した際に保護者が負担した費用の半額(10円未満切り捨て、月額20,000円上限)

※1 食事代、送迎代、登録料、年会費等は対象外

※2 まずは下記の公的助成金をご利用ください。

その上で生じた自己負担分が、本事業の対象となります。

※2【対象となる公的助成金】

- ☐ 助成対象事業(1)
幼児保育課にて幼児教育・保育無償化に対する、施設等利用給付認定を受けた世帯への助成金。(3~5歳クラスは新2号認定者、0~2歳児クラスは新3号認定者、かつ、非課税世帯が対象)
- ☐ 助成対象事業(3)
 - ・ひとり親世帯への助成金。(児童扶養手当を受給している世帯、所得が児童扶養手当受給者と同等の水準である世帯)
 - ・生活保護者世帯への助成金。

申請期限

助成対象事業を利用した月から2年を経過日まで

【お問い合わせ】

こども総合相談室(総合福祉保健センター2階)

TEL 047-445-1328